

【よくある質問】 地域貢献企業育成型指名競争入札 Q&A

Q1:朝霞市が要請した災害応急復旧活動に協力した実績が無いと、この入札に参加できないのですか？

A1:「地域貢献企業育成型指名競争入札」に参加するには、朝霞市が要請した災害応急復旧活動に協力した実績が必要です。
また、災害応急復旧活動に協力した実績のほか、朝霞市の「優秀建設工事表彰」の土木部門の受賞歴を有する企業のうち、朝霞市内に本店または支店を有する企業も入札の参加対象となります。

Q2:対象となる市の災害応急復旧活動に参加するにはどうしたらよいか？

A2:対象となる市の災害応急復旧活動に参加するには、以下の登録が必要になります。

①「朝霞市災害応急復旧協力事業者」（担当:道路整備課）

②「漏水修理待機業務」（担当:水道施設課）

詳しくは、それぞれの担当課にお問い合わせください。

Q3:現在、すでに朝霞市災害応急復旧協力事業者に登録していますが、今回の入札参加にあたり、必要な手続きがありますか？

A3:現在、朝霞市災害応急復旧協力事業者登録している企業につきましては、特に必要な手続きはございません。

Q4:朝霞市災害応急復旧協力事業者に登録すれば、すぐに入札に参加できますか？

A4:「地域貢献企業育成型指名競争入札」に参加するには、朝霞市災害応急復旧協力事業者に登録するだけでなく、風水害等の緊急災害時において、朝霞市からの要請に基づく災害応急復旧活動の実績が必要になります。なお、活動の実績は過去5年以内のものになります。

Q5:対象となる市の災害応急復旧活動にはどのようなものがありますか？

A5:現在、市で想定している災害応急復旧活動等は、台風、豪雨、降雪等による風水害や地震により道路などに被害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に舗装等の応急復旧、土のうの配送やバリケードの設置、土砂や倒木などの障害物の撤去等の対応を想定しています。

このほかの活動等につきましても、その内容が本要綱に該当するものであれば適用を検討します。

Q6: 災害発生時に自主的に行ったパトロールや点検調査、融雪剤散布、除雪活動などは実施後に朝霞市に連絡すれば「災害応急復旧活動」として認められますか？

A6: 災害発生時に自主的に行った活動だけでは、後に市に連絡しても「災害応急復旧活動」の実績にはなりません。
朝霞市災害応急復旧協力事業者に登録した後、市からの要請に基づき活動した実績のみが対象となります。

Q7: 入札対象となる工事にはどのようなものがありますか？

A7: 入札対象となる工事については、社会インフラの適切な維持・管理の観点から、予定価格1千万円以上2千万円未満の土木一式工事及び舗装工事としております。